

公益財団法人 総合健康推進財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成23年4月1日
規則第29号

[目的]

第1条 この規程は、公益財団法人総合健康推進財団（以下「本財団」という。）定款第18条第3項及び第31条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

[定義等]

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本財団に週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。費用とは明確に区分するものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区分するものとする。

[報酬等の支給及び額の決定]

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬及び賞与を支給することができるものとする。

- 2 常勤理事の報酬等の額は、別表1の範囲内で理事会の承認を経て理事長が定めるものとする。
- 3 非常勤の理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）に対して、本財団が任務を依頼した場合の対価として別表2に基づき評議員会の承認を経て報酬を支給する。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任等により退任した者に対し、その任期に応じ、別に定めた常勤理事退職手当支給規程に基づき退職手当を支給する。

[報酬等の支給]

第4条 常勤理事の報酬等の支給及び支給方法等については、別に定めた常勤理事報

酬規程に基づき支給する。

- 2 非常勤役員等にあっては、理事会、評議員会に出席等、必要な都度、支払うものとする。

[費用及び費用弁償の額]

第5条 役員等が、理事会、評議員会に、又は、本財団事務所に来所して本財団の業務に対する指導、打合せ等の業務を行った場合は交通費支給の対象とする。

- 2 前項の費用弁償額は、都内定住者には1回当たり3,000円の旅費日当を支給する。ただし、東京都以遠のため特別の経費を必要とする場合は、別に定めた国内旅費規程に基づき支給する。
- 3 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、別に定めた職員通勤手当支給規程に準ずる。

[改 正]

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

[補 則]

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする

附 則1(平成23年3月28日定例理事会・評議員会議決)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則2(平成24年3月29日定例理事会・評議員会議決)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則3(2020年7月21日評議員会議決)

この規程は、2020年10月1日から施行する。

附 則4(2021年6月23日評議員会議決)

この規程は、2021年7月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

常勤理事の報酬等

役 員	報酬等の額の範囲
常務理事	1 本給の額は、月額 600 千円以内 2 賞与は、月額の 2 ヶ月分以内とし、前年 の決算の状況を勘案して定める額

別表2 (第3条第3項関係)

非常勤役員等の報酬

区 分	報酬の額
理 事 長	週 1 回程度の勤務とし、報酬として月額 200,000 円とする。 ただし、出勤しない月は無給とする。 理事長を退任したときは、慰労金として 在任期間 1 年に 10 万円を支給する。 在任期間は 20 年を限度とする。
非常勤役員 (理事長を除く。)	理事会出席、監事監査の都度、報酬とし て 1 人一律 20,000 円
評議員	評議員会出席の都度、報酬として 1 人一 律 20,000 円